

平成 26 年度第 1 回水俣条約対応技術的事項検討会
ご指摘事項と対応案

(1) 検討会の進め方及びスケジュール

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
1	資料 1-2 検討の進め方及びスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・検討会の開催回数が多すぎるのではないかと。可能なら議論すべき内容を集約し、開催回数を減らすことを検討していただきたい。2016 年春までの期間も含め、負担が大きいと考えている（蒲生委員） ・私自身は、本検討会よりも開催頻度の高い委員会をいくつか経験しており、事務局より提示された回数は妥当ではないかと感じるが、回数に関して、再度検討していただきたい（大塚座長） 	<p>→資料 1 参照</p> <p>※当初予定されていた第 3・4 回を集約し、第 3 回を 5 月中旬～下旬頃に開催する予定。なお、第 4 回（5 月中旬～下旬頃？）は、予備日として設定。</p>
2	資料 1-3 水俣条約担保措置（新法等）の検討状況	<p>水銀の貿易関係を外為法等によって担保するのは妥当だが、措置を実施するタイミングと内容について、現段階で想定があれば示していただきたい。外為法で条約担保する場合、附属書の内容をそのまま引用する方法と、製品別の規制を列挙する方法が考えられる。水銀添加製品の製造・輸出入の禁止について、水銀含有量基準の深掘り、廃止期限の前倒しを行う場合には、製品ごとに規制内容を列挙する方法が良いかもしれない（高村委員）</p>	<p>外為法における措置の内容は、水銀添加製品の製造に関する新法による措置と同じものとする予定であり、水銀含有量基準や廃止期限についても、新法と同様とする予定（経済産業省、当日回答済み）</p>

(2) 水銀添加製品の製造者及び取扱事業者に対するヒアリング

1. 製品製造等禁止の適用除外の範囲

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
3	水銀を含む医療機器の水銀フリー代替化	<p>日本医療機器産業連合会の非会員企業に対して、どのように水銀フリー代替化に向けた対応を徹底していくのか（崎田委員）</p>	<p>条約を批准するためには、少なくとも 2020 年という廃止期限を遵守する必要がある。そのために、法律による規制だけでなく、業界の協力を仰ぎながら、関係する事業者に対し、条約担保の趣旨を徹底していくことが我々（関係省庁）の役割だと認識している（経済産業省）</p>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
4	適用除外の考え方（メンテナンス用部品、使用中部品の取扱い）	<ul style="list-style-type: none"> ・スイッチ・リレーが組み込まれた装置の部品を交換する場合、形状が同じでなければ交換することができない。国内メーカーでは、こうした交換修理用の部品をある程度在庫している可能性が高い。既に製造された製品を在庫しておくこと自体は問題ないが、海外で部品の修理・交換が必要になった場合、水銀添加製品の輸出入が生じることとなる。RoHS 指令でもメンテナンス用途は適用除外となっているため、水俣条約担保にあたっては、メンテナンス用途については十分に配慮する必要がある。また、さきほど日本電機計測器工業会より要望のあったメンテナンス用機材に関しても、海外に持ち出せなくなることはないよう、十分に考慮すべきだと考える（田村委員） ・メンテナンス用部品に関して、附属書 A(c)の適用除外は「水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合」という条件となっているため、実現可能な代替製品が無いということを確認する作業が必要になるのではないかと。資料中で言及されているメンテナンス用の部品にどのような種類のものがあるか、それらに本当に実現可能な代替製品が無いのかどうか、確認する必要がある（高村委員） ・附属書 A の適用除外は、廃止期限の 2020 年以降も継続される。また、附属書 A(c)の「実現可能な代替製品によって交換することができない場合」という条件を踏まえると、メンテナンス用の部品であったとしても、無条件に使用し続けることはできないのではないかと考えられる（大塚座長） ・附属書 A(b)の「研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用」について、圧力計などはこれに該当すると考えられるが、スイッチ及び継電器は本当にここに該当するのか。条文の解釈を確認しておいたほうがよい（高村委員） ・参考資料 4 の 2. 2 の考え方は今後も重要になってくる。例えば、UNEP より話があったが、ボーイング社では飛行機のディスプレイに水銀を含むバ 	<ul style="list-style-type: none"> ・計測制御機器のメンテナンス期間は 10～20 年と長期にわたることが多く、プラント用の監視制御設備、試験装置のメンテナンス用途がしばらく続く見込み。メンテナンス作業用の機材として水銀を含む組込み製品を使用する可能性があるため、その点にも配慮していただきたい。また条約規定内容を十分に理解していない顧客もあることから、今後のメンテナンス体制の打合せを行うために十分な猶予期間を設けていただきたい。また、メンテナンスには単純な修理だけではなく、定期的な校正用途も含まれる。点検する装置を海外から日本に送る必要がある場合に、水銀添加製品の輸出入が発生するが、こうした輸出入についても除外対象としていただきたい（日本電気計測器工業会） ・水銀血圧計を 2020 年以降も使用したいと考えている医療従事者もいるため、そうした需要があるうちは修理サービスを実施してほしいとの要望もある。その点、ご配慮いただきたい（日本医療機器産業連合会） ・基本的には条約の解釈の問題。原文では「products」とあるが、この言葉が指す範囲も関係する。また、参考資料 4 の 1 ページの 2. 2 で、INC5 の議事録では「当該条項及び附属書は、骨董品を含む使用中又は使用済の製品を対象としていない」とある。同

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
		<p>ックライトを使用しており、バックライトの交換時には、同じ形状の部品が必要となる。メンテナンス用の部品が米国から輸入できなくなる場合、飛行機を廃棄しなければならないことになるが、おかしい。技術的に代替可能かどうかということだけでなく、実情を踏まえた対応が必要である（田村委員）</p> <p>・中古品について、例えば中古車のカーナビにバックライトが組み込まれており、それを輸出する場合にカーナビを除いて輸出する必要があるのかどうか。カーナビなら取り外しは難しくないが、スピードメータに水銀添加製品が組み込まれている場合、取り外して輸出するのは困難である。そうした点もご配慮いただきたい（田村委員）</p>	<p>様に、2. 2にあるとおり、計測器のメンテナンスについては、附属書 A（INC5 時の附属書 C）の除外規定(c)における「交換」には、維持管理及び改修を含むとされている。これらの点を総合的に勘案して、スイッチ及び継電器の校正用途での使用が適用除外の対象となるのかどうか、検討の必要がある（経済産業省）</p> <p>・御指摘の点は課題として認識している。今後厳密に検討し、対処方針を決定したい（経済産業省）</p> <p>→①欧米における適用除外の取扱いについて追加で情報収集し、参考資料 8 に追記。</p> <p>②水銀血圧計の必要性に関しては、高血圧学会への追加ヒアリングを実施。（参考資料 7）</p>
5	製品全般の適用除外の明確化について	<p>米国や EU のような先進国でどのように取り扱われているかが参照基準になると考えられる。世界市場の中での取り扱いを確認しておけば、条約不遵守の問題は防止することができる。先進国における適用除外の取扱いに関する情報を整理していただきたい（高村委員）</p>	<p>→米国、EU における適用除外の取扱いについて、情報を整理、参考資料 7 に反映。</p>

2. 製品製造等禁止の水銀含有量基準及び開始時期

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
7	中小企業での対応の徹底	<p>水銀添加製品の製造を行っている企業には中小企業が多く、水銀対策の徹底が難しいという意見が多いように見受けられた。各企業が水銀対策を徹底できるような社会状況を整えていく必要がある（崎田委員）</p>	<p>・ガラス製水銀温度計の製造事業者は中小企業・零細企業のみであり、廃止期限の前倒しはそれらの企業の経営上、難しいと考える（日本硝子計量器工業協同組合）</p>

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
			<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスについては、顧客と相談の上で実施していく必要がある。新法が決まった後に顧客と相談する時間が確保できるのであれば、水銀スイッチ・リレーのユーザーの立場からは、廃止期限の前倒しについてはとくに問題はない（日本電気計測器工業会） ・水銀スイッチ・リレーの国内メーカー1社に対するヒアリングでは、2020年に向けて水銀フリー製品に代替移行していくとの話があった（経済産業省） →第3回検討会にて論点整理

3. 既存用途製品の洗い出し

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
8	国内で実態のない用途の書き分け	表1について、国内では製造していないが輸入されている製品と、国内で製造が続いている製品とでは性格が大きく異なるため、書き分けたほうがよいのではないか。また、例えば参考資料6の8ページ「その他水銀化合物」では、塩化第二水銀を含む製剤の用途として塩化ビニル製造（触媒）が掲載されているが、国内ではこうした触媒利用は廃止されていると業界より伺っている。現行のリストでは、国内でいまだに水銀を用いる塩化ビニル製造が行われているという誤解を招く恐れがある。現在廃止されている用途について、それが分かるように色分けするといった書き分けをしていただいたほうがよい（崎田委員）	→既存用途製品リスト（参考資料9）において、製品については国内における流通実態の有無を書き分けている。水銀等の用途についても、国内実施の有無を確認し、把握可能な範囲で書き分けを実施。
9	省令制定後のリストへ	既存用途製品のリスト化は重要である。製品を細かく分類しすぎると、リストに漏れが出てくる可能性がある。省令が定まった後でも、既存用途で漏れ	省令の制定後に既存用途の漏れが見つかった場合でも、必要なものについてはリストに追加できるよ

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
	の項目追加	が見つかった場合は、リストに追加することができるようにしておくべき。例えば、表2で水銀の用途として灯台のレンズ浮揚用、また使用製品としてポーラルグラフが掲載されているが、表1にはこれらの用途・製品は掲載されていない。またリストに含まれていないもので、水銀イオン周波数標準器のようなものもあるため、今の段階で全ての製品・用途を網羅し、今後は追加を認めないという対応は難しい。過去に製造したという証拠が示された場合、リストへの追加を認めるといった措置が望ましい（田村委員）	うにする（環境省、当日回答済み）
10	標準液としての水銀と、製品への水銀使用の区別	表2に掲載されているX線分析装置は、水銀が使われているというよりも、分析の標準液として使用するだけなのではないか。細孔分布測定装置、ポーラルグラフには確かに水銀が使用されている。リスト中で、標準液として水銀を使用する場合と、製品に水銀が使用されている場合とが混在しているのではないか。例えば、水銀測定装置、原子吸光光度計にジメチル水銀が使用されているとは考えにくい。確認していただきたい（田村委員）	→製品に水銀を使用している場合と、標準液として水銀を使用する場合とを確認し、リストを精査（参考資料9に反映）
11	他国の関係者に対するリスト内容の確認	過去に米国が作成した既存用途リストがあったと記憶しているが、それを作成した際の関係者等に、今回作成したリストを確認してもらうような作業は行っているのか。そうした関係者から、追加できる情報が聞き出せるのではないか（高岡委員）	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のあった米国の既存用途リストは既に参照している（事務局、当日回答済み） ・関係者への確認作業は、本検討会と並行して、何段階かに分けて実施予定。

4. 水銀等保管の状況

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
12	水銀化合物の取扱い	参考資料7で、金属水銀と水銀化合物の両方が含まれている箇所と、金属水銀のみが言及されている箇所がある。例えば13ページ、4.1の2段落目で、保管・取扱の届出義務を裾切り30kgとした場合の捕捉率が示されているが、これは金属水銀のみのデータを用いて、水銀化合物は含まれていない。水銀化合物も含めた場合の捕捉率はどうか（蒲生委員）	水銀化合物については、参考資料7、3ページの表1で、蛍光ランプの製造における年間水銀調達量について、業界団体より提供された数値を掲載している。このほか、試薬として水銀化合物を保管している者も把握されているが、具体的な保管量は把握さ

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
			<p>れておらず、今回は金属水銀に限って捕捉率をお示ししている（事務局、当日回答済み）</p> <p>→水銀化合物の保管量は今後も継続的に調査。なお、このうち硫化水銀については、保有していることが想定される文化財修復・伝統工芸関係者のヒアリングを追加で実施。（参考資料7）</p>
13	水銀保管者の種別	保管者という場合、事業者単位なのか、研究室単位なのか、どのようなイメージをお持ちか（蒲生委員）	<p>保管者の単位（事業者、事業所、事業所内の建物等）に関しては、毒劇法の基準において毒物劇物業者等がどのように規定されているのか整理させていただく（事務局、当日回答）</p> <p>→調査結果を参考資料10に反映</p>

（3）その他（今後の予定等）

	項目	御指摘（発言者）	回答、対応案
14	水銀添加製品の試買調査実施時の目的の明確化	水銀に関して、含有表示がない場合でも水銀が含まれていることがあり、また含まれている場合にどの程度含まれているかという問題もある。水銀について同様の調査を実施するにあたっては、どういった目的で行うのかを明確にする必要がある（崎田委員）	<p>現状では「水銀含有」という表示は殆どなく、「水銀フリー（水銀ゼロ）」という表示しかない。また水銀フリーと表示されていても、水銀が含有されている可能性についても、視野に入れている。表示と含有状況の確認を行いたい（環境省、当日回答済み）</p>